

## 北九州市子ども・子育て会議 委員・専門委員 意見一覧表

## 【第9回会議検討施策該当分抜粋】

整理 No.	提案 委員・専門委員名	提出日等		該当施策	意見概要	別紙
8	浜村委員	H25.7.30	会議 発言	施策12	児童養護施設において発達障害など処遇困難児への手厚いケアを行うため、職員配置の拡充を図って欲しい。	無
9	浜村委員	H25.7.30	会議 発言	施策12 施策15	卒園して自立する際に必要な費用について、健常児は在園中のアルバイトで準備するが、処遇困難児にはそれができない。困難児が卒園する際の特別な支援が必要。	無
102	浜村委員	H26.1.14	意見書	施策12	「地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施」について 国の方向性として小規模化グループをめざしているが、地域小規模施設を増設する時の環境設備のための補助金を助成するよう検討して欲しい。	有
11	田中(眞)委員	H25.7.30	会議 発言	施策13	高等技能訓練促進費等給付金や就業支援対策、自立支援プログラム策定員などひとり親の自立支援制度の拡充が必要	無
15	中村委員	H25.10.16	意見書	施策13	子どもの貧困について 提案1 相対的貧困率を明らかにする。 提案2 キャッシュ・フォー・ワークの試み 提案3 北九州市立大学など公立大学法人の学費免除制度の拡大	有
27	田中(眞)委員	H25.10.17	会議 発言	施策13	子どもの健やかな成長で一番悩んでいるのがひとり親家庭だと思うが、支援についてまだ知られていない。(支援が必要なのに)支援の情報を得るまでに至っていない人が多い。就労支援だけでなく、そういう支援も充実して欲しい。	無
67	中村委員	H25.12.11	意見書	施策13	親と子と面会交流支援について 提案1 面会交流を支援する仕組みづくり 提案2 面会交流の意義を広報する活動の支援	有
10	中田専門委員	H25.7.30	会議 発言	施策15	障害児受入加算について、市が所管する放課後児童クラブと県が所管する幼稚園で加算額が異なる。同じ子どもに対する支援が、幼稚園にいるときと小学校に上がって児童クラブに入ったときで異なるのは、子どもの視点での施策として如何か。	無
20	中田専門委員	H25.10.17	会議 発言	施策15	障害に対しては、早期発見・早期対応が一番大事であるが、「発見」についてはいろいろと課題や事業があるが、「対応」について少ない。	無
101	上別府委員	H26.1.10	意見書	施策12 施策15	「しょうがい」の表記について「がい」なのか、「害」なのか。資料等の本文中では、全ての表記を「障害」を使用しているが、障がいを持つ子どものいる家庭への配慮(「障がい」とする表記)があってよいのではないか。	有
103	錦戸委員	H26.1.15	意見書	施策15	「保育所、幼稚園等と小学校の連携強化」について 障害のある子どもへの対応に関し、小学校等入学に際して、保育・指導要領の送付などにより、保育所・幼稚園等から情報伝達が行われている。放課後児童クラブにおいても、保育所・幼稚園等からの詳細な情報を共有し、その子どもに対するこれまでの対応を把握することでクラブでの生活支援等が行えるため、小学校と放課後児童クラブの両面から子どもや保護者への支援が可能となる。については、「保育所、幼稚園等と小学校の連携強化」の事業に放課後児童クラブを参加させて欲しい。	有

## Bee 提案 子どもの貧困について

### 問題意識

2012年 日本の子どもの相対的貧困率は、OECD35か国中、9番目に高い貧困率で14.9%です。母子世帯の子どもの貧困率が突出して高いことや、貧困が世代間に渡って連鎖する「貧困の世代間連鎖」も指摘されています。

国立社会保障・人口問題研究所部長 阿部 彩さんによると、政府の税金等の「再分配機能」は低く、貧困削減効果が低いとのこと。なぜなら「貧困層は、所得税はそんなに払わないが社会保険料は結構な額を払う。しかし、給付は非常に少ない。生活保護は国民の2%しか受け取っていないし、その半分は高齢者。社会保障給付のほとんどは年金と医療サービスで、子どものある世帯への給付は児童手当くらい。(中略)・・・子どもに対する給付は、日本の未来への投資。これは、将来、彼らがおとなになって勤労者となった時に税金や社会保険料として返ってくるので、決して無駄にはならない。財政難を理由に、子どもの貧困を放置することは、日本社会をゆっくり自滅に向かわせること」と述べています。

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/122784.html>

この、子ども・子育て会議地方版をきっかけに、まず、市として、しっかりと問題意識として掲げて、「直接給付」と「学習支援」以外に、一自治体で取り組めることを検討して、できることを施策にすべきだと考えます。

### 提案1 相対的貧困率を明らかにする

問題意識をはっきりとさせ、予防的施策をうっていくためにも市として子どもの相対的貧困率を明らかにすべきだと思います。

### 提案2 キャッシュ・フォー・ワーク (CFW) の試み

被災地支援で注目された「キャッシュフォーワーク」。創出された雇用を被災した当事者本人に担っていただく手法。様々な試みの中でポイントのひとつは、「雇用のために無理矢理創出された仕事であってはならない」ことだと言う。そこで、常に、人材不足である介護業界の中で、ひとり親家庭のための「CFWセンター」をつくり、労働需給のマッチングをしてはどうか？ コーディネーターとして、助け合い事業や自立支援に実績のあるNPO等を事務局として展開することを提案したい(ジェンダーの視点も厚く、活動者をエンパワメントするスキルが高い機関。)母子家庭の母親の就労は、非正規雇用になりがちだが、介護業界は、子どもが小さい時期から、資格を身に着けながら、自立に向けてステップアップする見通しが立つ。(もちろん自立支援事業なので、子育て中であることに配慮をしながら進める。また、適切な他の業界があると、それも検討していけばよい)CFWに参加したばかりに生活保護や各種支援が受けられなくなるといった弊害を防止することも留意しなければならない。

### 提案3 北九州市立大学など公立大学の学費免除制度の拡大

## 提案書『親と子の面会交流支援について』

～面会交流とは、離婚等の事情によって離れて暮らす親と子が  
触れ合いの場をもつこと～

NPO法人北九州おやかふれあい支援センター

(<http://www11.ocn.ne.jp/~kohure>)

### 現状と課題

本市では毎年2,000名以上の子ども達が、あらたに親の離婚を経験しています。「日本一子育てしやすいまち 北九州」とするためには、親の離婚を経験した子どもたちとその親への、物心双方からの支援策が必要と思われます。親が離婚した子どもの健全な成長のためには、経済的基盤も重要で、養育費等の確保も重要です。一方心の面では、親の離婚後の非同居親と子どもとの関わり合いも重要です。

我が国も批准している国連の児童の権利に関する条約では、「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」を定めています。さらに、親の離婚後の非同居親と子どもとの面会交流を明文化した、改正民法が平成24年4月1日から施行されました。

しかし、面会交流に関する支援策は全国的に非常に低調です。国の補助事業である、面会交流支援事業を実施している地方公共団体は、現段階ではわずか東京都と千葉県のみです。面会交流に関しては、協議離婚時に合意が出来ても、家庭裁判所で合意や審判などにより面会交流が定められても、離婚した元夫婦間においては不信感が強く、感情的にも対立している場合が多いため、現実化していないケースがかなりあります。理由としては、面会交流のために元配偶者と連絡を取り合うことを嫌がったり、顔を会わせることを避けたがる等のことがあります。このため面会交流を実現するためには、当事者に任せるのではなく、援助を提供する社会的な仕組みが必要です。

NPO 法人北九州おやかふれあい支援センターは、限られたケースに対し、面会交流の日時の調整、面会交流の場所の提供や当日の付添等を行っています。これらの活動を通して、別れて暮らす親と子が、直接に触れ合うことにより親子関係を築き信頼関係を深めるよう援助し、監護（同居）親には、安心して面会交流させることが子の心身の健全な成長に繋がることを実感できるような支援を進めています。しかし当センターは経済的・人的基盤がぜい弱であり、センターの活動をより一層充実する必要が高いと考えています。このため、以下のような提案を行いますので、よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

### 提案1 面会交流を支援する仕組みづくり

諸外国のように、面会交流センターを設置し、面会交流センターのスタッフが援助を提供する仕組みを本市でも作ること。さらには、そのような活動を行っている団体を支援すること。

### 提案2 面会交流の意義を広報する活動の支援

親の離婚後の子どもと非同居親との面会交流は、子どもの健全な成長・発達に重要な役割を果たすものであり、その権利が尊重されるべきであること。さらには子どもの幸せのために、その機会を確保することが、大人や社会の責任であることを多くの人に広報すること。





(様式1)

整理No.103 別紙

北九州市子ども・子育て会議

### 子育て施策等に関する意見書

氏 名	錦戸委員
提出日	平成 26 年 1 月 15 日
表 題	施策15 障害のある子どもへの支援
<p>内 容</p> <p>※箇条書きで簡潔にご記入ください。本様式に納まらない場合等は別紙を添付してご提出ください。</p>	
資料4 2ページ目 現状の◆4つめ	
<p>「小学校等入学に際して、保育・指導要録の送付などにより、～(中略)～ 保育所、幼稚園等と小学校の更なる連携が求められる。」について</p>	
<p>放課後児童クラブも入学前の幼稚園、保育所からの詳細な情報が欲しいです。個性のある子どもが</p>	
<p>クラブに入所する時に、今までの対応がわかれば、学校やクラブでの生活支援等できます。</p>	
<p>小学校との連携強化の中に、保育所、幼稚園、放課後児童クラブとしていただきたいです。</p>	
<p>小学校と放課後児童クラブの両面で子どもや保護者への支援ができます。</p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	
<p> </p>	

※事務局受付欄

受付日	.	.